

令和3年4月

保護者の皆様

真庭市立美川小学校  
校長 西山 恵子

## 校内ルールについて（お知らせ）

若葉の候、保護者の皆様には、ますますご清祥のこととお喜びを申し上げます。平素から本校の教育活動にご理解とご協力をたまわり、心より感謝申し上げます。

さて、本校では、児童が安心・安全に学ぶことができる学校、保護者の皆様から信頼される学校を目指して、法令遵守の見地から、不祥事防止や情報管理等について校内ルールを定め、教職員のサービスの厳正に努めております。この校内ルールについて、次のように保護者の皆様にお知らせいたします。

ご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 情報管理について

- (1) 児童・保護者・職員等の個人情報に関わる全てのものは、校外に持ち出さない。やむを得ず校外に持ち出す時は、管理職の許可を得、学校用 USB を使用する。必要な情報のみ入れ、使用後は速やかに情報を消去する。
- (2) 外部・保護者からの問い合わせがある時は、必ず保護者の了承を得て対応する。むやみに情報を提供しない。
- (3) 職員が転任・退任する場合は、パソコン内の個人情報は全て廃棄し、本校の情報を持ち出したり、利用したりすることがないようにする。

#### 2 児童・保護者対応について

- (1) 携帯電話を利用して児童・保護者と個人的な連絡を取ることや、児童・保護者と携帯電話番号やメールアドレス・LINE の ID を交換し、個人的なやりとりをすることは厳禁とする。
- (2) 生徒指導上面談が必要な場合は、事前事後に管理職に連絡・報告を行う。また、一人で対応する時は、密室にならないように、少し戸を開けるなど、配慮する。できる限り、複数の教職員で行う。
- (3) 原則として、児童を職員の車で送ることはしない。やむを得ず送る場合は、タクシーを利用する。

#### 3 公金の取り扱いについて

- (1) 学校集金は、現金集金をする日は、朝登校したらすぐ担任が児童から手渡しで受け取る。机の上に置かせることはしない。現金を預かったら、記録をし、現金は耐火書庫に保管する。
- (2) 学校徴収金は、金銭出納簿や通帳に記録し、整理する。学期末に管理職のチェックと、保護者の監査を受ける。